

○邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例

平成23年1月24日

条例第4号

改正 平成27年3月26日条例第8号

平成28年3月24日条例第12号

平成29年3月21日条例第23号

平成30年3月20日条例第6号

平成31年3月20日条例第14号

令和2年3月18日条例第14号

令和2年12月21日条例第46号

令和3年3月17日条例第9号

令和4年3月31日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成するため、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金(以下「基金」という。)を設置し、学資の貸与(以下「奨学金」という。)を行うことを目的とする。

(基金の額)

第2条 基金の額は、245,000,000円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立て額の相当額を増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、毎年度予算の定めるところによって一般会計へ繰り入れる。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、資金貸与に支障のない範囲で、確実な繰り戻しの方法によって歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸与対象)

第6条 奨学金を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める大学(以下「大学」という。)において、医学、歯学又は薬学を履修する課程(大学院においては医学、歯学又は薬学に関する高度な専門知識を習得する課程)に在学し(ただし、自治医科大学医学部在学者を除く)、医師法(昭和23年法律第201号)第2条、歯科医師法(昭和23年法律第202号)(昭和23年法律第201号)第2条又は薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条に定める免許を取得する見込みであること。若しくは、学校教育法第1条に定める大学、高等専門学校又は同法第124条に定める専修学校において、医療又は福祉技術を履修する課程に在学し、別表第2に定める医療福祉資格を取得する見込みであること。
- (3) 心身ともに修学に耐え得ること。
- (4) 第2号に定める免許又は資格を有した後に、町内医療施設又は福祉施設において、当該免許又は資格を活用した業務に従事する意思があること。

(貸与金額)

第7条 奨学金の額は、別表第1に定める額を上限とする。

(貸与条件)

第8条 奨学金を受ける際の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 奨学金には、利子を付さない。

- (2) 奨学生は、奨学金を受けるにあたって、別に定める連帯保証人1名を立てなければならない。
 - (3) 奨学金の貸付期間は、貸付を決定した年度の4月から、奨学生が在学校の正規の修学年度を終了する日の属する月までとし、これを限度とする。
 - (4) 奨学生は、奨学金全額について、在学する学校を卒業した年度の翌年度から翌年度を含む3年間を据置期間とし、卒業した年度の3年後の翌4月から償還を開始し、貸与年数の2倍の年数を限度として年賦、半年賦又は月賦等により償還しなければならない。ただし、第13条第1項第3号と据置期間が重なる場合は、臨床研修期間が終了した年度の翌年度から据置期間とする。
- 2 据置期間は、奨学生の申し出により、1年を単位として3年を上限に短縮することができる。

(実地調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、奨学生に対し関係資料の提出を求め、又は実地調査におもむくことができる。

(奨学金交付)

第10条 奨学金は、本人に対して2箇月ごとに交付する。ただし、特別な事情がある場合は、本人の同意により保護者に交付することができる。

(奨学金貸与の一時停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を一時停止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) その他貸与の一時停止が適当であると町長が認めるとき。

(奨学金貸与の取消し)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。

- (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (4) その他貸与が適当でないとき町長が認めるとき。

(償還の猶予)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請により町長の認める期間、償還を猶予することができる。

- (1) 障がい、進学その他特別の理由により奨学金の償還が困難なとき。
- (2) 邑南町に居住し、かつ、医師免許、歯科医師免許又は薬剤師免許を有し、加えて、町内医療施設又は福祉施設において、医師、歯科医師又は薬剤師として業務に従事しているとき。ただし、いずれ第15条第3号に定める償還免除を受けられる見込みがある場合に限ることとする。
- (3) 医師免許、歯科医師免許を取得した者が、医師法第16条の2、歯科医師法第16条の2に定める臨床研修期間中のとき。
- (4) 邑南町に居住し、かつ、医療福祉資格を有し、加えて、町内医療施設又は福祉施設において、当該資格を活用した業務に従事しているとき。ただし、いずれ第15条第4号に定める償還免除を受けられる見込みがある場合に限る。
- (5) 邑南町内に居住し、かつ、医療福祉資格を有したとき。ただし、町内居住による償還猶予は初回に限り、再び町外に転出した後の転入による再度の猶予は行わない。また、猶予できる金額の上限は、第7条の規定により貸与した月額を邑南町奨学基金条例(平成23年邑南町条例第1号)別表の区分による貸与月額に読み替えた場合の貸与合計額とする。
- (6) その他必要と認められるとき。

2 前項第4号及び第5号に定める医療福祉資格とは、別表第2に定めるものをいう。

(償還期間の延長)

第14条 障がい、進学その他特別の理由により奨学金の償還が困難な者については、申請により町長の認める期間、償還期間を延長することができる。

(償還の免除)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は審査委員会への諮問を経て、償還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 障がいその他特別な理由により、奨学金の償還が著しく困難であると認められるとき。
 - (3) 第13条第1項第2号の規定により償還を猶予された期間から休職又は停職期間を除いた累計が、据置期間終了の日から正規の修学年限の3倍以内の期間中に貸与期間以上の期間となったとき。
 - (4) 第13条第1項第4号の規定により償還を猶予された期間から休職又は停職期間を除いた累計が、貸与期間以上の期間となったとき。
 - (5) 据置期間終了の後、第13条第1項第5号の規定により償還を猶予された期間が、4年を経過したとき。ただし、免除できる金額の上限は、第7条の規定により貸与した月額を邑南町奨学基金条例別表の区分による貸与月額に読み替えた場合の貸与合計額とする。
- 2 奨学金の償還開始後に、第13条第1項第2号、第4号及び第5号いずれかの規定により償還を猶予された奨学金が、前項各号の規定による償還免除の要件を満たした場合は、償還猶予後の奨学金償還額に限り、償還を免除できるものとし、既に償還した奨学金については免除しない。
- 3 第1項第5号の規定により、一部償還免除を受けた場合、その後において、同項第4号及び第5号いずれかの要件を満たしたとしても、再度の償還免除は行わない。

(繰上げ償還)

第16条 奨学生は、必要に応じ償還金の全部又は一部を繰上げ償還することができる。

- 2 町長は、奨学金がこの条例に定める目的以外に使用された場合、又は別に定めるとおり償還が履行されない場合は、償還金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び資金の貸与等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 この改正後の条例の規定は、既に貸与している奨学生については、奨学生及び連帯保証人の同意の確認により、適用できるものとする。

附 則(平成30年3月20日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月18日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月21日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和3年4月1日

(2) 第3条の規定 令和4年4月1日

(経過措置)

2 この条例の第3条の規定の施行の際、現に改正前の邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の規定に基づいて奨学金の貸与を決定したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月17日条例第9号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第19号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分		貸与月額
短期大学、高等専門学校及び専修学校(医療又は福祉技術を履修する課程)	国、公立	50,000円
	私立	60,000円
大学(医療又は福祉技術を履修する課程)	国、公立	60,000円
	私立	80,000円
大学(医師、歯科医師又は薬剤師資格を取得するための専門知識及び技術を履修する課程)、大学院(医学、歯学又は薬学の高度な専門知識及び技術を履修する課程)	国、公立	150,000円
	私立	200,000円

別表第2(第6条、第13条関係)

区分	国家資格
医療福祉関係	介護福祉士

看護師